

「人事・給与関係業務情報システムの第3次システム更改に係る設計・構築及び保守・運用設計業務」に係る質問及びその回答

No.	記載頁・部分	記載項目・内容	照会及び質問等	回答
1	調達仕様書 P3 1.(3)	調達目的及び調達の期待する効果 新たなシステム基盤とは、第二期政府共通プラットフォーム(以下「第二期政府共通PF」という。)を利用したシステム構成とし、その基盤の中でアプリケーションサーバやDBMS等に最適なサービスやソフトウェアを選定することを前提とする。	①意見招請に係る説明会で配布されました資料(第3次システム更改に係る設計・構築及び保守・運用設計業務(概要))における「1.履行期間と調達の目的(P2)」では、「DBMS及びWebコンテナ等のソフトウェアはメーカー独自のものを極力使用せずOSS(オープン・ソース・ソフトウェア)を利用すること等によって」と記載されていることから、調達仕様書案においても同様に記載されてはいいでしょうか？	調達仕様書P3に以下の記載をしました。 新たなシステム基盤を利用すること、メーカー独自のソフトウェアは極力使用せずオープンソースソフトウェアを利用すること等によって、ベンダーロックインの回避、費用対効果の向上を図りつつ、セキュリティを確保するとともに、現行システムと同等の機能を安定的に提供し、性能面ではバッチ処理やオンライン処理においてピーク時対応能力を更に高め、コスト面では現行システムよりも運用経費を削減することを目的としている。
2	調達仕様書 P3 1.(3)	調達目的及び調達の期待する効果 新たなシステム基盤とは、第二期政府共通プラットフォーム(以下「第二期政府共通PF」という。)を利用したシステム構成とし、その基盤の中でアプリケーションサーバやDBMS等に最適なサービスやソフトウェアを選定することを前提とする。	上記項目の継続です。 ②また、意見招請に係る説明会で配布されました資料(第3次システム更改に係る設計・構築及び保守・運用設計業務(概要))における「2.第3次システム更改の基盤(P3)」において、RDBMSの項目にAuroraと記載がありますが、これはPostgreSQLも許容されるという理解でよろしいでしょうか？	ご認識の通りです。
3	調達仕様書 P.6 4 作業の実施内容 (2) 設計	オ 設計・開発期間中において第二期政府共通PFから新たに提供される技術・サービスのうち、業務効率化等の観点で、第3次システム更改で人事・給与システムに実装することが望ましいと考えられるものについては、提案の上、事前検証を実施し、その結果を報告すること。さらに事前検証により、技術的な実現性や効果について確認した上で、人事院専任部門の承認を受け、実装すること。	「第3次システム更改」との記載がありますが、他の箇所では「第3次更改システム」と記載されている箇所があります。本用語を使い分けているのであれば、文言の定義をしていただくようにご検討いただきたくお願い申し上げます。	調達仕様書P3.4に以下の説明を加えました。 1 調達案件の概要 (2) 調達背景 この移行に伴う更改を「第3次システム更改」という。 (4) 業務・情報システムの概要 なお、本業務で構築されるシステムを「第3次更改システム」という。
4	調達仕様書 P.8 4 作業の実施内容 (3) 構築、テスト	ア 受託者は、システム基盤の構築、持込みソフトウェアの導入・設定を行い、システム基盤に関する単体テスト、総合テスト及び運用管理テストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を記載したシステム基盤テスト計画書を作成し、人事院専任部門の承認を受けること。なお、これらのテストに必要なソフトウェア、ツール、機器及び回線等は受託者が準備すること。	左記の内容につきまして、「非機能要件定義書」の表12-1(P29)では、総合テスト及び運用管理テストを第二期政府共通PFで実施することとなっております。その場合、テストに必要な機器及び回線等は第二期政府共通PFから提供されるものと考えます。 左記の「これらのテストに必要なソフトウェア、ツール、機器及び回線等は受託者が準備すること。」は、開発環境で実施することとなっている単体テストに関する記述と考えますので、ご確認をお願いいたします。	仕様書の記載の通りです。 総合テスト及び運用管理テストにおいても、必要なソフトウェア、ツール、機器及び回線等は本受託者が準備することとします。 総合テスト及び運用管理テストを第二期政府共通PFで実施することとなっておりますが、その場合、テストに必要な機器及び回線等のすべてが第二期政府共通PFから提供されるものではなく、一部の機器、回線等及びソフトウェア等については、本受託者が準備する必要があります。
5	調達仕様書 P.9 4 作業の実施内容 (4) アプリケーション改修、テスト	カ 本業務契約後に既存アプリケーション保守事業者(契約期間:令和元年10月～令和6年3月)が行うアプリケーション改修分について、受託者は、第3次システム更改で設計・構築する新たな人事・給与システムへのリリースタイミングや改修・テストスケジュールの詳細を事前に人事院専任部門と協議し、承認を受けること。なお、新たな人事・給与システムの本番稼働開始時点の移行対象としては、既存アプリケーションの令和5年3月までにリリースされるバージョンとする。加えて、当該バージョン以降の本役務の契約期間内で実施される、既存アプリケーション保守事業者が行うアプリケーション改修分についても、本役務内で新たな人事・給与システムに取り込むこととする。	令和6年3月と記載されていますが、P4の「図1 作業スケジュール」では、調達範囲は令和5年10月末までとなっています。令和5年11月から令和6年3月までの保守対応をどの調達で行うのか不明なため、本調達仕様書に明記いただけますようお願い申し上げます。	調達仕様書P4の第3次更改システムのアプリケーション保守業務を図1作業スケジュールの中で「第3次更改システムに係るアプリケーション保守業務」として追加しました。
6	調達仕様書 P.10 4 作業の実施内容 (5) 情報システムの移行	エ 受託者は、データ移行に当たり、新たな人事・給与システムのデータ構造を明示し、保有・管理するデータの交換、移行実施要領の策定、例外データ等の処理方法等に関する手順書を作成し、人事院専任部門の承認を受けること。	データ移行にてデータの変換を実施するにあたり、以下の作業が必要となりますが、手順書の対象に含まれておりません。データ移行の対象範囲に以下の作業が含まれるか否かを明確に記載いただきたくお願い申し上げます。 ・第一期政府共通PFの旧システムからのデータ抽出 ・抽出したデータの第一期政府共通PFから第二期政府共通PFへの移送 ・第二期政府共通PFの新システムへのデータ投入	調達仕様書P10を以下の通り変更します。 エ 受託者は、データ移行に当たり、新たな人事・給与システムのデータ構造を明示し、保有・管理するデータの交換、移行実施要領の策定、例外データ等の処理方法、旧システムからのデータ抽出、データ移送、新システムへのデータ投入等に関する手順書を作成し、人事院専任部門の承認を受けること。
7	調達仕様書 P19 8 (1)	再委託を行う場合、再委託先が「2. (2) 調達案件間の入札制限」に抵触しないこと。	本業務の再委託先と「2. (2) 調達案件間の入札制限」の受注者の再委託先の間では、入札制限はないと考えてよいでしょうか。 本業務に有用な技術的な知見を収集するために、ソフトウェア、各種サービスベンダ等の有償サポート(各種サポートやプロフェッショナルサービス等)を利用する場合、同様の有償サポート契約を「2. (2)」の管理対象業務においても利用する場合がありますかと考えています。	原則として、本業務の再委託先と、「2. (2) 調達案件間の入札制限」の受注者の再委託先の間では、入札制限はないものと考えて差し支えありません。ただ、再委託の際には人事院専任部門の承認が必要であり、本事項の趣旨に反するような再委託関係の場合には、承諾をしない可能性があります。

「人事・給与関係業務情報システムの第3次システム更改に係る設計・構築及び保守・運用設計業務」に係る質問及びその回答

No.	記載頁・部分	記載項目・内容	照会及び質問等	回答
8	調達仕様書 P.23 7 成果物の取扱に関する事項 (2) 契約不適合責任	イ 契約不適合の修正等については、その内容を発見したときから1年間に行使するものとする。	民法改正による記述と推察しますが、責任期間(消滅事項)が最大10年間存続してしまいます。 その場合、最大10年間の体制維持費用を見込まなければならず、非現実的と思われるので、以下の仕様への変更をご検討いただきたきたくお願い申し上げます。 イ 契約不適合責任については、納品完了から起算して1年間の保証期間を設けることとする。この保証期間内において、明らかに利用者側の原因によると判断される以外の異常については、受託者が無償で成果物(設計書、プログラム等)の修正を行うこと。	調達仕様書P23,24の契約不適合について、以下の記載とします。 ア 本業務における成果物等について、種類、品質又は数量が契約書、本調達仕様書その他合意された要件(以下「契約書等」という。)の内容に適合しないもの(以下「不適合」という。)である場合、その不適合が人事院専任部門の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者は、自己の費用で、人事院専任部門の選択に従い、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下、手段を問わず総称して「履行の追完」という。)をすること。なお、受託者は如何なる場合であっても、人事院専任部門の選択と異なる方法で履行の追完をする場合は、人事院専任部門の事前の承諾を受けること。 イ 受託者は、その具体的な履行の追完の実施方法、完了時期、実施により発生する諸制限事項について、人事院専任部門と協議し、承諾を得てから履行の追完を実施するものとし、完了時には、その結果について人事院専任部門の承諾を受けること。 ウ 受託者が人事院専任部門から相当の期間を定めた履行の追完の催告を受けたにもかかわらず、その期限内に履行の追完を実施しない場合、人事院専任部門は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次に掲げる場合、受注者に対して履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を請求することができる。 (1) 履行の追完が不能であるとき。 (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。 (3) 本業務の性質又は契約書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。 エ 受託者は、成果物等について検収を行った日を起算日として2年間、成果物の不適合(ただし、数量の不適合を除く。)を理由とした責任を負うものとする。
9	調達仕様書 P23 7.(2) イ	契約不適合の修正等については、その内容を発見したときから1年間に行使するものとする。	発見したときから1年間の場合、同役務に対応することは、民法で定められた最大10年間の期間において、同役務を遂行する体制を維持する必要があり、コストの増加に繋がると思料します。以上のことから、「発見したときから1年間」を従来の「引渡から1年間」に変更願えないでしょうか？	調達仕様書P23,24の契約不適合について、以下の記載とします。 ア 本業務における成果物等について、種類、品質又は数量が契約書、本調達仕様書その他合意された要件(以下「契約書等」という。)の内容に適合しないもの(以下「不適合」という。)である場合、その不適合が人事院専任部門の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者は、自己の費用で、人事院専任部門の選択に従い、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下、手段を問わず総称して「履行の追完」という。)をすること。なお、受託者は如何なる場合であっても、人事院専任部門の選択と異なる方法で履行の追完をする場合は、人事院専任部門の事前の承諾を受けること。 イ 受託者は、その具体的な履行の追完の実施方法、完了時期、実施により発生する諸制限事項について、人事院専任部門と協議し、承諾を得てから履行の追完を実施するものとし、完了時には、その結果について人事院専任部門の承諾を受けること。 ウ 受託者が人事院専任部門から相当の期間を定めた履行の追完の催告を受けたにもかかわらず、その期限内に履行の追完を実施しない場合、人事院専任部門は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次に掲げる場合、受注者に対して履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を請求することができる。 (1) 履行の追完が不能であるとき。 (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。 (3) 本業務の性質又は契約書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。 エ 受託者は、成果物等について検収を行った日を起算日として2年間、成果物の不適合(ただし、数量の不適合を除く。)を理由とした責任を負うものとする。
10	調達仕様書 P23 7.(2)	受託者は、本調達における成果物に対し、本調達の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があることを発見したときは、その内容が人事院専任部門の指示によつて生じた場合を除き(ただし、受託者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りではない。)、受託者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。	本調達は、リファクタリングであり、調達範囲において「最小限の改修とすることを前提」と記載されております。従って、現行システムにおいて内在している不具合について、左記責務を本調達事業者に求めることを再考いただきたきく存じます。 左記案文に対し、「ただし、現行システムにおいて内在している不具合を発見した場合は、契約不適合として扱わない。」という旨を追記することをご提案します。	調達仕様書P24の契約不適合に以下の項目を追加しました。 オ 本業務のアプリケーションの改修は、システム基盤を最新化する際に必要となる最小限の改修となることから、既存アプリケーションの不具合に起因する不具合を発見した場合で、人事院専任部門の承諾を受けた不具合については、不適合として扱わない
11	調達仕様書 P.24 8 入札参加資格に関する事項 (4) 複数事業者による共同入札	-	弊社は複数事業者による共同提案も検討しております。 事前に協定内容を取り決めて締結するため、複数事業者の共同提案における貴院との契約内容を確認させていただく必要があります。複数事業者の共同提案における契約書のフォーマットを事前にご提示くださいますようお願いいたします。	複数事業者の共同提案における契約書のフォーマットは、入札公示後の説明会で提示いたします。
12	調達仕様書 P.26 10 その他特記事項 (6) 入札公告期間中の資料閲覧等	本調達の実施に参考となる過去の類似業務の報告書等に関する資料については、人事院内に閲覧可能とする。	説明会にて、「第3次システム更改に係る影響調査・分析業務」の調査・分析結果資料の閲覧は可能と伺っておりますが、改めて、閲覧資料例に追記が可能でしたらご検討いただきたきくお願い申し上げます。	調達仕様書P28の閲覧資料例に当該報告書を追加しました。

「人事・給与関係業務情報システムの第3次システム更改に係る設計・構築及び保守・運用設計業務」に係る質問及びその回答

No.	記載頁・部分	記載項目・内容	照会及び質問等	回答
13	業務要件定義書 P.12 第7章 業務の継続の方針等 1. 非常時優先業務と代替手段 表 7-1 非常時優先業務 No.1 給与支給	代替手段 1. 給与支給明細を(a)又は(b)で作成 (a)災害時緊急支払いツール利用(Microsoft Access) (b)前月と同じ明細情報を利用(実績結除く) 2. 支払はシステム連携できないため、(c)又は(d)で実施 (c)銀行での振込依頼 (d)現金支給	災害等緊急支払ツール (Microsoft Access) で使用するための元データにつきましては、事前に出力しておく必要があると考えます。 また、AWSが全面停止するような状態の場合の対処方法につきまして、本調達内での検討が必要な場合は本調達仕様書に明記いただけますようお願い申し上げます。	災害時緊急支払ツール (Microsoft Access) をそのまま使う場合には、ご認識のとおりです。災害時緊急支払ツール (Microsoft Access) で使用するための元データにつきましては運用で対処する予定です。 ただし、第3次システム更改により、大規模災害時でも早期に復旧できる仕組みを構築できれば事業継続計画を変更することが想定できます。 その場合、災害時緊急支払ツールを利用しなくても済むような提案が考えられます。 AWSが全面停止するような場合は、東京リージョン及び大阪リージョンが同時使用不可になるような極めて確率の低い大規模障害であり、本調達での検討は必要ありません。
14	機能要件定義書 P.8 第7章 外部インタフェースに関する事項 1. 外部システム連携 表7-2	「送受信の条件」列	外部インタフェースの仕様におきまして、通信プロトコルにSCPとFTPがありますが、政府共通NWを介して他システムと第二期政府共通PF間で当該プロトコルによる通信が可能であることが前提と考えます。 上記の内容につきまして、要件定義書に明記いただきたくお願い申し上げます。	政府共通NWを介して他システムと政府共通PF間で、SCP、FTPとも通信が可能であることは確認しております。機能要件定義書 表7-2に明記済みであると考えます。
15	非機能要件定義書 P.3 第2章 ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 3.アクセシビリティ要件	(2) キーボード、マウス等のポインティングデバイスを搭載する端末であること なお、人事・給与システムを利用可能なOSとブラウザの組合せについて、表 2-1 に示す。(2020年7月時点)。なお、2020年度末には、Microsoft Edge、Google Chromeへの対応を予定しているため、これらのブラウザについても対応したシステムとすること。	「なお、2020年度末には、Microsoft Edge、Google Chromeへの対応を予定しているため、これらのブラウザについても対応したシステムとすること」とありますが、表2-1には、Microsoft Edge、Google Chromeの組合せ情報が記載されていないため、明記いただけますようお願い申し上げます。 (Microsoft Windows8.1は2023/1/10にMicrosoftによるサポートが終了するため、サポートの対象外と理解しています。)	非機能要件定義書P4表2-1のタイトルを「OSとブラウザの組合せ(2020年12月時点)」とします。
16	非機能要件定義書 P3 第2章 3. (2)	なお、2020年度末には、Microsoft Edge、Google Chromeへの対応を予定しているため、これらのブラウザについても対応したシステムとすること。	現行システムにおいて対応されている機能が、本調達における移行対象となるという理解でよろしいでしょうか？	ご認識の通りです。
17	非機能要件定義書 P.6 第3章 システム方式に関する事項 2. 開発方式及び開発手法	(1) 人事・給与システムでは政府共通PFの環境を利用して開発を行うことを前提とせず、テストから政府共通PFの環境を利用することを前提(テスト環境としての第二期政府共通PFの利用開始は令和4年4月以降を予定)としているため、開発環境は受注者が準備すること。	「テスト環境として第二期政府共通PFの利用開始は令和4年4月以降を予定」とありますが、令和3年4月30日までに提出する利用検討連絡票に基づき、令和4年4月からの利用可否を要件定義書に明記いただきたくお願い申し上げます。 (令和4年4月以降の"以降"という箇所が、令和4年4月から利用できない可能性を示すものではないと考えております)	第二政府共通PFは4月の月初から利用可能であるか不明なので、「4月以降」と記載しています。場合によっては利用開始が5月になる場合も想定されます。
18	非機能要件定義書 P.16 第5章 性能に関する事項 2. スループット 表5-2	バックアップ：60分以下 リストア：120分以下	No.3のデータバックアップ・リストアの目標値につきまして、データベースを対象としたものと認識しておりますが、論理的な方式又は物理的な方式が存在します。いずれかの手段に限定される場合は、要件定義書に明記いただきたくお願い申し上げます。	データバックアップ・リストアの目標値について、論理的な方式や物理的な方式に限定するものではありません。
19	非機能要件定義書 P.16 第5章 性能に関する事項 2. スループット 表5-2	データ量は圧縮時で約90GBを想定。なお、データ量はLOBの登録件数により大きく変動する場合がある。	No.3のデータバックアップ・リストアの補足につきまして、圧縮時のデータ量で約90GBとありますが、圧縮率次第で圧縮前のデータ量が大きく異なると考えます。 圧縮前のデータ量に関しまして、想定するサイズを要件定義書に明記いただきたくお願い申し上げます。	本記載は、データ量は圧縮時で約90GBを想定した場合の参考値であり、LOBの登録件数により圧縮時のデータ量が大きく変動する場合があります。あくまでも参考値です。
20	非機能要件定義書 P.17 第6章 4	バッチ処理にてリカバリ/リランを実施する場合には、リカバリ/リラン単位での切り戻しを可能とすること。	現行システムにおいて、当該要件を満たしているという理解でよろしいでしょうか？	基本的に、ご認識の通りです。リカバリ異常終了が発生した場合は、別途調査の上、特別対応を行っております。
21	非機能要件定義書 P.17 第6章 4	・必要に応じて、業務継続性の観点から災害対策拠点の活用等の追加提案をすること。 ・データを災害対策拠点にあらかじめ保全した上で、インフラのコード化 (Infrastructure as Code) 等によって被災時のインフラ環境の立ち上げをスムーズに行える状態とすること。	災害対策拠点を明確にさせていただきたく存じます。 第二期政府共通PFが対災害対策拠点と定めるところに準ずるという理解でよろしいでしょうか？	非機能要件定義書P17を以下の記載とします。 ・必要に応じて、業務継続性の観点から災害対策拠点の活用等の追加提案をすること。例えば、災害対策拠点を活用する場合には、データを災害対策拠点にあらかじめ保全した上で、インフラのコード化 (Infrastructure as Code) 等によって被災時のインフラ環境の立ち上げをスムーズに行える状態とすること。また、災害対策拠点の環境で用いるソフトウェアのライセンス費用等、平常時には動かないソフトウェアのライセンス費用が極力発生しない形とすること。
22	非機能要件定義書 P.17 第6章 1	目標値 ・稼働率 (第二期政府共通PF：原則99.99%) システム全体：原則99.9%	第二期政府共通PFを基盤サービスとして構成する場合、稼働率は、第二期政府共通PFに準ずることになり、左記記載を「第二期政府共通PFを基盤サービスとして利用する場合は、第二期政府共通PFの目標値に準拠すること」と変更いただけないでしょうか？	非機能要件定義書P17を以下の記載とします。 原則99.99% ただし、第二期政府共通PFの目標値に準拠すること。

「人事・給与関係業務情報システムの第3次システム更改に係る設計・構築及び保守・運用設計業務」に係る質問及びその回答

No.	記載頁・部分	記載項目・内容	照会及び質問等	回答
23	非機能要件定義書 P.21 第10章 1 (1)(2)	(1) 予防的統制 (2) 発見的統制	表10-1、表10-2に記載いただいています各セキュリティ対策においては、第二期政府共通PFのサービスにおいて実現するもの、本業務実施事業者側で実現するものが混在していると認識しており、本業務実施事業者の要件を明確にする必要があると思料します。	非機能要件定義書 P.21第10章 1 (1)(2)について 第二期政府共通PFのサービスにおいて実現するものも含めて、本業務実施事業者が総合的かつ俯瞰的にセキュリティ対策を検討した上で、第3次更改システムのセキュリティ対策を本実施事業者に求めます。
24	非機能要件定義書 P.21 第10章 1 表10-1 No.7	(1)構築する情報システムを構成する機器及びソフトウェアの中で、脆弱性対策を実施するものを適切に決定すること。 (2)脆弱性対策を行うとした機器及びソフトウェアについて、既知の脆弱性情報及び公表される脆弱性情報を把握し、対策を実施すること。ただし、対策の実装を不要としたものについては理由を明確にすること。 (3)アプリケーションを含む情報システム全体について、脆弱性診断を実施し、診断結果に基づいて対策を実施すること。	現行アプリケーションをリファクタリングの際のソフトウェアに関する脆弱性対策について、新たに「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（平成30年度版）」における「7.2.2.(2)ウェブアプリケーション開発時・運用時の対策」を要件として明記することが必要かと思料します。	非機能要件定義書P.21について ご提案のとおり、要件として「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（平成30年度版）」に明記されている「排除すべきウェブアプリケーションの脆弱性」を対象とすることを追記します。
25	非機能要件定義書 P.29 第12章 テストに関する事項 1. テストに関する要件 表 1 2-1 構築時のテストに関する要件	No.8 セキュリティ診断 本システムにセキュリティ上の脆弱性がないことをテストする（ネットワーク診断、Web アプリ診断など）。	セキュリティ診断を実施する記載となっておりますが、セキュリティ診断を実施する者の条件（必要スキルや実績等）がありましたら明記いただけますようお願い申し上げます。	セキュリティ診断を実施する者の条件は、調達仕様書5.(2)受託者及び作業要員に求める資格等の条件ウに記載の通りですが、成果物のプロジェクト計画書に実施体制としてセキュリティ診断実施作業要員の経歴を明記してください。
26	非機能要件定義書 P.29 第12章 テストに関する事項 1. テストに関する要件 表12-1	-	利用府省側でのテストに関しまして、要件の記載がありませんが、利用府省側で通信許可設定等の変更が想定されるため、少なくとも利用府省ごとに簡単な接続確認テストが必要と考えます。 利用府省側で想定するテストにつきまして、要件定義書に明記いただきたくお願い申し上げます。	調達仕様書P.11の(5) 情報システムの移行に以下の記載を追加しました。 カ 受託者は、データ移行に係る移行計画の妥当性を検証する観点から、移行リハーサルを実施すること。移行リハーサルの一部として、移行前データと移行後データの検証並びに各府省が行う府省からの接続確認テストに問題がないことを確認すること。移行リハーサルの結果については、移行リハーサル結果報告書を作成し、人事院専任部門の承認を受けること。
27	非機能要件定義書 P.33 第13章 移行に関する事項 1.移行対象データ 表13-4 府省等データ以外の移行対象	No.1 備考 本データを第3次更改システムシステムに移行しても動作しないため、移行対象外とする。	「第3次更改システムシステムに移行しても」とありますが、「システム」が誤記と思われまます。	非機能要件定義書P.33の誤記を修正しました。
28	非機能要件定義書 P.34 第13章 移行に関する事項 2. 移行に伴うシステム停止期間	原則として、1府省、最大4日間のシステム停止期間でデータ移行を完了し第3次更改システムを稼働させること。	システム停止期間を短縮するため、データ移行にAWS DMSの利用を検討しております。 第一期政府共通PFの人給DBサーバと第二期政府共通PFのRDS間で直接通信を行うようなサービスの利用可否を要件定義書に明記いただきたくお願い申し上げます。	第一期政府共通PFの人給DBサーバと第二期政府共通PFのRDS間で直接通信は不可です。 第二期政府共通PFでは「データベース移行サービス」として、政府共通NWからAWS DMSを利用してデータベースのデータ移行を実現するサービスを提供しております。（【機2】第二期政府共通PFサービス利用ガイドブック（11版）「3.5.3 データベース移行サービス」参照）。 しかしながら、移行元が第一期政府共通PFである場合、現時点(2020年12月)では、第一期政府共通PFと第二期政府共通PFとの間で直接データ移行を行える仕組みはありません。 今後、第一期政府共通PFと第二期政府共通PF間のデータ移行方式として、政府共通NWを経由したネットワークによるデータ移行方式を整備する予定ですが、その場合でも第一期政府共通PFのデータベースセグメントから第二期政府共通PFへの通信を許可するものではなく、第一期政府共通PFの政府共通NW-DMZセグメントにデータ移行用のサーバを設置し、データ移行用のサーバから第二期政府共通PFへデータ転送することを想定しております。そのため、移行元のDBMSから直接の通信ができないことから、DBMSからのデータ抽出を前提としているAWS DMSの御利用はできません。